

相続時精算課税の特別控除額

64歳の父と62歳の母から、それぞれ2,500万円ずつの現金の贈与を受け、それぞれ相続時精算課税を選択した。特別控除額の合計額は2,500万円であるとして贈与税の計算を行っていいか？

【贈与税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12827941772.html>